令和6年第7回美祢市農業委員会総会議事録

1	日	時	令和 (6年 7	7月 17	7日(水)	午後2日	寺00タ	分				
2	場	所	美祢市	 方民会食	官 2階	大会議室	₹						
3	出席農業委員		議長	山本	正二								
			1番	武藤	康志		2番	伊藤	新司		3番	俵	薰
			4番	井町	哲		5番	伊藤	美和子		6番	縄田	善博
			8番	前田	耕次		9番	中嶋	友之	-	10番	中野	修
			12番	中嶋	誠		14番	岸	英法	-	15番	馬屋原	1 眞一
			16番	髙見	清		17番	村上	浩一	-	18番	安冨	法明
			19番	山本	正二								
4	欠席農業委員		7番	倉増	知		11番	石田	健治郎	- -	13番	安部	好惠
5	出席推進委員			佐藤	和美			安永	彰			永安	達彦
				鮎川	幸彦			阿野	秀文				
6	事 務 局	事	務局長	河野	哲広		副主幹	井村	光敬		主査	栁井	信吾

午後2時00分開会

事務局

互礼。

議長

それでは只今より令和6年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員19名中16名、よって本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに本日欠席の委員、安部委員、倉 増委員、石田委員の3名でございます。

それでは美祢市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがよろしゅう ございますか。それでは3番 俵委員、9番 中嶋委員。よろしくお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思います。議事順位第1位 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

8件朗読。

農地法第3条許可申請8件について、説明します。

1件目。資料1を参照してください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人は現在高齢の親族名義の農地を管理しておりますが、申請地はこの農地と隣接する農地となります。第1号の全部効率利用要件についてですが、適正に耕作されております。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外での法人による取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人が農作業を行う日数や基準を満たしております。第5号の転貸禁止要件に該当しません。第6号の周辺農地の利用への支障はないものと考えます。

2件目、資料2を参照してください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人と譲渡人は親子であり、申請地は譲渡人が高齢であることから事実上譲受人が管理を行っております。現在譲受人が管理をしている農地について、生前贈与を行うものです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。

3件目、資料3を参照ください。譲受人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet$ さん。譲渡人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet$ さん。権利については、所有権の移転で

す。土地の表示については、記載のとおりです。申請地は譲渡人が所有する農地と飛び地になっており、また譲受人が所有する農地とは隣接していることから、耕作及び管理を効率的に行う観点から譲渡人に贈与するものです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないと考えます。

4件目、資料4を参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲渡人は市外に住んでおりまた高齢であるため、申請地の維持管理が困難であり申請地付近に住む譲受人が所有権を取得するものです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。

5件目、資料5を参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、某●●●●相続財産。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。申請地について相続財産の管理人が担い手を捜していたところ、譲受人が担い手として贈与を受けるということになりました。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。

6件目、資料6を参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人は申請地を相続人より取得しましたが、県外に住んでおり管理が困難であるため、親族である申請人に管理してもらうため所有権を移転するものです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。

7件目、資料7を参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人は県外に住んでおり農地の管理が困難であるため、新規就農を希望している譲受人に居宅と合わせて申請地を売却するとのことです。新規就農で申請地が9,685㎡ありますが、譲受人は地元の農事組合法人の構成員となって耕作するということで、農事組合法人と譲渡人、譲受人の三者で話し合いも出来ているとのことです。その為この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。

8件目、資料8を参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet$ さん。譲渡人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、 $\bullet \bullet$ さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人は相続により申請地を取得しましたが、県

外に住んでおり農地の管理が困難であるため、譲受人に申請地を売却するとのことです。また譲受人は申請時点では県外に住んでおりますが、今後は美祢市内に移住して農地を管理するということです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。

誠委員

はい、12番中嶋です。

1番●●●●さんの件ですが、地図にもありますように●●●の交差点から●●方面、●●●●の真裏辺りになります。現在綺麗に耕してあり、草も刈ってあります。畑として購入されるということです。問題はないと思います。

2番目●●さんの分ですが、地図にもありますように●●●●って左上に●●さんのお父さんの実家ですね。前は一面田園風景っていうか田んぼで、ハスを植えたけど鹿が出てきて殆ど駄目になったと言われてました。綺麗に水を張ってありますので、周りは田園地帯で他に迷惑を掛けるようなことは無いと思います。

3番目●●さんですが、●●●●の交差点、●●●●●●●●から●●方面に1.5 kmくらい行った所で、飛び地になって間の所に 農機具トラクターとかが置かれてます。両横はカキの木とかクリが植えてありまして、●●さんの実家のすぐ横の場所になります。 かなりメイン道路から離れてポツンと●●さんのお字があるだけで、周りに迷惑を掛けるということはございません。

4番目●●さんですが、隣が●●●という●●●●でございまして、植木とか岩とか沢山ありまして、そこの場所になります。譲受人が自分が構成員となってる法人でございますので、その法人に貸して耕作をしますというようなお話でございました。問題ないと思います。

5番目●●の●●さんですが、●●の旧道で●●●いう●●がありまして、●●●●●●という●●●がありまして、そこから30mくらいして●●●●●という●●がございます。その●●●の斜め前、道路の下の畑でございました。●●さんは●●の●●で、自分が作って●●さんにも手伝ってもらって、収穫したら●●さんにも配分したいという話でございました。水路もしっかりして草もしっかり刈ってありました。問題ないかと思います。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。

推進委員

真名の推進委員の安永です。譲受人の家が隣でして、すでに前側の農地畑として利用されておりますので、一体利用されて何の問題もないと思います。以上です。審議の方よろしくお願いします。

推進委員

嘉万の推進委員の鮎川と申します。2番の●●さんの件ですが、これ以前本会に議案として掛けられたんですが、農地の管理状態がよろしくないということで、利用権設定等の一部処理未整備があるということで、保留となっておりましたが整理が出来たので、再度提出という事案でございます。現状説明の通り現在は水も張られて管理はされております。ただ今後の懸念としては地域の集落のコミュニケーションがうまく取れてないので、そのへんが発生することがあれば指導を行っていきたいと思っております。続きに4番を。今説明あった通り自身は●●●をされておられる方で、自宅の家屋の隣に取得農地がございまして、自身が管理される小さな2地番の農地も適切に管理されております。特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

はい。

推進委員

赤郷地区の永安と申します。3条の件ですけども、特に異常はないと思いますんで、ご審議の程お願いいたします。

推進委員

於福の阿野と言います。5番、今委員ご報告の通り特に補足何もありません。以上になります。

議長

ちょっと一つほど補足しておきます。 3番の●●さんの件で、現地調査の時に言われてました部分につきましては、報告第3号で、 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届っていうのがついております。先ほど中嶋委員より報告があった通り、クリの 木そして他の果樹が植えてある間に小さな小屋がありまして、その中に農機具が入れてありました。この部分につきまして200 ㎡未満の転用ということで、届出が出ておりますこと合わせて報告しておきます。後で報告案件に上がってまいります。 以上でございますけど、委員の皆さんより何か意見ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか?はい。

委員

7番の新規就農だけど、歳を聞いていいですか?

事務局

資料に書いてあります。

議長 年齢57歳。よろしゅうございますか?

委員はい。

議長 他にございませんか?

無いようでございましたら、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか?

委員 (はいの声)

議長 それでは議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手)

議長 はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。

それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並 びに説明をお願いいたします。

事務局 3件朗読。

それでは、農地法第5条許可申請3件について説明します。

2件目、資料10を参照してください。1件目との関連事業になります。所在地●●●●●大嶺町東分下領、転用面積2,56 1㎡、申請人●●●●●●●。申請地は●●●付近にある準工業地域内にある農地です。本件についても太陽光発電施設として 使用予定です。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長

はい、ありがとうございます。本日現地調査をされました安部委員が欠席をしておりますので、私がかわりに報告をしようと思います。

1番につきましては●●●と●●●とありますけれど、●●●の方をまずやろうと思います。●●●●の事務所を過ぎたところに押しボタンの信号があります。これを左に入っていきまして●●●を越えたところで橋を渡って、すぐ左に道なりに入っていった所の下の川土手の道を進んでいって、ちょっと右下に降りたところに広い所があります。ここから線路の方に歩いていきまして、

●●●に向かって歩いて行った所の右側と、それよりかなり遠くになるんですけれど、川土手の下に一つ申請地がございます。線路のへりにあるのがこの9-3の右側の分でございます。

そしてもう一つの方がですね、10-3にあります。申請地というふうに書いてあります。右の川のへりの方が10-3の申請地になります。だから \oplus さんの下領東が10-3、そして \oplus さんの申請地の \oplus 0 \oplus 0 が9-3の右側になります。 \oplus 0 さんのもう 1 個の \oplus 0 の申請地が9-3の右側の申請地です。どちらも準工業地域でございまして、農振の関わりはございません。ただですね \oplus 0 の方の一部につきましては、利用権の設定は?

事務局

合意解約が提出されてますので、この後報告します。

議長

私たちが見に行ったときは合意解約がされておりませんでしたので、それを合意解約待ちだということでした。別にどちらも問題があるようなところではありません。

それから●●ですけれど、あれは国道になるんですかね?

事務局

県道です。

議長

早い話っていいますか目印としましては、●●から●●へちょっと下ったところに●●●がありますよね?あの●●●から●●の

方に1kmはないと思いますが、7、800m走ったところの右側でございます。●●っていう地域でここの右側の隣は、●●● ● さんの資材置場に既になっております。その●●寄りのかなり草の生えた土地でございます。別段ここも問題はないと思います。以上でございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。

推進委員 推進委員の山縣です。今会長が言われたように別段問題はないと思いますので、1番と2番ご審議よろしくお願いします。

3番ですが、只今会長さんが言われたように所在地は●●じゃなくて、●●でございまして。地目も田んぼじゃなくて畑です。それはいいんですけど、太陽光発電施設を設置されても周辺の農地には影響はないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いいたします。 ございませんか?

委員 (はいの声)

推進委員

議長

議長

それでは採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに替成の委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに

説明をお願いいたします。

事務局朗読。

それでは本日配布しております令和6年7月31日告示、令和6年8月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で2筆でございます。利用権設定面積が新規で3,212㎡、貸し手が2名、受け手が2名でございます。

内訳は4ページでございます。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用要件を満たしていると考えます。ご

審議の程よろしくお願いいたします。

議長 黒いようでございましたら採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか?

委員 (はいの声)

議案第3号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。

それでは続きまして議事順位第4 報告第1号 農地法18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。

事務局 1件朗読。

合意解約1件について報告します。

解約される内容につきまして、貸付人、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さん、借受人、株式会社 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ 。先程の議案第2号で太陽光発電施設の用地として転用するための解約となります。引き渡し日が令和6年10月31日となっているため、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ から $\bullet \bullet \bullet$ さんへの引き渡しは10月31日になっています。その後株式会社 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ の方に農地を引き渡し、そこから転用を行うということです。スケジュール的に見まして転用の許可をこの7月総会で出して、そこから1年以内の転用が間に合うということで問題ないということです。以上報告します。

はい、ありがとうございます。先ほど出てきました●●さんの第5条転用案件の合意解約でございます。私たち見に行ったときはまだ施工しておりませんでしたので、その後合意解約がこのような形で成立しております。引き渡しが10月31日ですから、10月31日以降に転用ってことになりますよね?

事務局
そうなります。

議長

議長

っていうことになります。 よろしゅうございますか?

委員

(はいの声)

議長

特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。

続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

1件朗読。

現況証明願いの提出が1件ございましたので、説明いたします。

参考資料12をご参照ください。申請地は昭和40年頃にこの辺りに国道が建設されまして、その時から申請地は宅地の一部となっております。以上報告します。

議長

はい、ありがとうございます。安部委員に代わりまして私が報告いたします。

場所は国道●●●を●●●からずっと●●の方へ走りましたら、短いトンネルがあります。トンネルを過ぎたところから●●●●

●●●●って書いてあった気がするんですが、●●●の方へ行く昔の●●●に抜ける道路なんですけれど、旧道を入っていって、写真にありますように左に入って、300mくらい行った所になります。右下に家があるんですがその家の車庫と旧道との間、そこに法面じゃないんですけれど下に少し残地が残ってる。実際には形と面積からしましたら、他人の車庫が一部に建ってるような感じです。草が生えてどうこうということはありません。家のそばですので綺麗に管理はされておりますけれど、農地として使用はされておりませんでした。皆さんの方でご審議の程よろしくお願いいたします。

地元委員さんより補足説明ありましたらお願いいたします。

推進委員

地元委員の佐藤です。該当地は只今会長さんが言われたように、●●さんという方の宅地のすぐ側の土地ですが田んぼの持ち主は ●●さんといって、ここから4、500m離れた同じ集落内に家はあるんですけど息子さんは●●●に出ておられます。旧国道と 家に挟まれたほんのわずかな土地で、国道の改良工事が行われた時の残地だと思われます。いずれにしても昭和40年頃から田ん ぼとしては使っておられず、現在のような状況で推移しております。何ら問題はないと思います。 議長

はい、ありがとうございます。

すみません私、言い忘れたところがございます。丸の付いてる所の右側が現地でございます。この左側に残地が残っておりまして、何年か前までは農地として利用しておられたんじゃないかなと思います。ご本人もあっちとこっち2つに道路で分断されたんだと言っておられました。

委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか?

委員

(はいの声)

議長

特に無いようでございますので報告第2号終わらせていただきます。

続きまして議事順位第6 報告第3号 農地法第4条第1項8号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並 びに説明をお願いします。

事務局

1件朗読。

農地法第4条第1項8号の規定による農地転用届の提出が1件ありましたので、ご説明いたします。資料13をご参照ください。 申請地は●●●●●●、議案第1号でありました●●●さんの件になります。転用内容につきましては農業用倉庫で、転用面積は30㎡です。以上報告します。

議長

はい、ありがとうございます。では現地調査をしましたので報告します。

13-4を見てください。法定外と書いてあるのが通路でございます。この通路がどこまであるかはよく分からない、というのは 山を掘って通路を作っておられますのでちょっと分からないんですが、建物自体は通路にあと 1 mくらいの所まで接近したところ に建っております。実際に建っております。これ事後承諾案件でございます。普通だったら現況証明で落とせるんですけど、現況 証明で落としたら分筆しないといけないのでもの凄い時間と費用が掛かります。元々ここ雑種地でございまして、両方に植樹って いいますかクリと柑橘か何か植えられておりました。そのために認定地目が畑になっております。農業委員会は現況地目そして登記簿地目、どちらも同じ度合いで地目として扱いますので、こういうふうに出てきたということでございます。以上でございます。 地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。

永安推進委員 永安です。現地行きましたけれど特に問題なく倉庫も建ってまして、中に機械が収納されておりました。問題ないと思います。

議長 委員の皆さんより何か意見ありましたらお願いいたします。はい。

委員 36が正解ですか?30が正解ですか?766㎡のうちの36と申請は30になってる。

事務局 すみません、36㎡というのが固定資産税の関係で課税分筆がされてまして、農地と宅地として。で固定資産税の課税分筆の方が 36㎡になるんですけど、実際の本人から届出がされた転用面積は30㎡になっております。

委員 届出を36㎡にせんといけないんじゃいん?

議長 図面上は30でございますんで、これ建物の寸法だと思うんですよ。実際には30㎡の建物を30㎡で建てられんので、固定資産 税のほうは36㎡になってるんだと思います。●●さんにどちらにするのかというのを聞いて、36㎡にされるんだったら36㎡ の方がいいと思いますんで、ここ訂正をしてもらってください。お願いします。いいですかね、それで?

委員 (はいの声)

議長 はい、ありがとうございます。他に何かございませんか?

無いようでございましたら、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか?

委員 (はいの声)

議長 それでは報告第3号を終わらせていただきます。

それでは続きまして議事順位第7 報告第4号 公共工事に伴う転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願い します。

事務局 朗読1件。

公共転用の届出が1件ありましたので説明いたします。資料14を参照ください。

美祢市の建設課の方から届け出がありまして、●●●●●、河川の護岸工事をするための資材置場と工事用の仮設道路のための一時転用ということです。詳細については参考資料の通りです。以上報告します。

議長はい、ありがとうございます。地元委員さんより何か補足するようなことありましたらお願いいたします。東厚保の委員さん、ご

ざいませんか?

推進委員 一応●●●●の方から案内は出てまして、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かございませんか?

よろしゅうございますか?

委員 (はいの声)

議長 それでは報告第4号を終わります。

続きまして議事順位第8 報告第5号 農地法第6条 第6項の規定による農地所有適格法人報告書について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 朗読。

議長

それでは別紙のほうをご覧ください。この度報告書が8件ございます。●●●●●●●、●●●●●●●、●●●●●●●●●●

はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。っていっても多いもんですから、 少し時間取りますのでもしあれば挙手をしてお願いいたします。 議長

よろしゅうございますか?

委員

(はいの声)

議長

それでは報告第5号を終わらせていただきます。

それでは続きまして、7月は相談日予約がありませんでしたので農業相談は行っておりません。先に事務局から今後の日程等の報告あればお願いします。

事務局

私から3点お話させていただきます。

まず初めに農地パトロールについて説明させていただきます。農地パトロールの利用状況調査の実施要領をご覧ください。農地パトロールにつきましては、農地法30条の第1項に基づいて農地利用の確認、遊休農地の実態の把握、違反転用等の農地の確認につなげるため情報収集を目的に実施するものでございます。

3ページをご覧ください。遊休農地の分類については令和3年の6月14日付で国の通知によって遊休農地の分類が変更されました。1号遊休農地についてはA分類が緑区分に、B分類が再生利用が困難な農地へと変更されました。判断基準については緑区分が利用されておらず荒廃度が低度の農地、1 m未満の低木等存在するもの。黄区分については利用されておらず荒廃度が中度の農地、Aの背丈以上に生育した雑木があるもの。再生利用が困難な農地については利用されておらす荒廃度が重度の農地、重機等を使用しなければ復旧出来ないもの。林野化しており農地の復元をすることがかなり困難なものでございます。

6ページをご覧ください。遊休農地の対策の流れでございます。農地パトロールを行った場合、遊休農地の区分・現況・発生場所を報告書にまとめて、その後地権者等へ利用意向調査を行います。今年度も例年通り8月から9月、調整がつかずやむを得ない場合は10月に管内農地のパトロールを農地法30条に基づいて実施したいと考えております。美祢市の農地利用状況調査要綱に基づき机上に委嘱情報を置いておりますので、ご確認ください。なおあらかじめ令和6年度の農地パトロールの実施予定表の下部に事務局が会議等で実施の難しい日を記載しておりますんで、それを除けて農業委員さんと担当地区の推進委員さんとで、日程の調整をして事務局に実施日の連絡をお願いします。旧美祢地域につきましては私井村が、そして美東・秋芳地域については河野局長と桝井主査が伺います。これからどんどん暑い時期がありますんで、熱中症にはならないようお願いしたいと思います。農地パトロールについては以上でございます。

そして2点目、農地パトロールのアイテム一覧というのがございます。一枚紙です。それぞれポロシャツとか帽子とか色々ございますんで、もしも皆さんの方で頼む方がいらっしゃいましたら私に言っていただいて、私が取りまとめて農業会議に提出したいと思っております。

最後に、今回のご案内の中に農業振興部会のことを入れておりませんでした。申し訳ございません。総会のあと農業振興部会を開きたいと思いますんで、該当する農業委員さん等よろしくお願いいたします。

事務局

それでは私から2点、まず今後の日程についてでございます。

令和6年8月の日程についてを配布しております。それでは8月の日程についてをご覧ください。総会は8月15日木曜日でございます。農業相談は8月13日火曜日。当番委員は美祢地区が中嶋誠委員、美東地区が倉増知委員、秋芳地区が前田耕次委員でございます。現地調査は8月7日水曜日。当番委員は中野修委員、中嶋友之委員でございます。

2点目ですが、地域計画策定に係る協議の場についてでございます。本日机上に配布しておりますが、地域計画策定に向けた地区 座談会の開催というペーパーを配布しております。7月31日から9月6日にかけて、市内を14地区に分けて実施いたします。 案内文とスケジュールを配布しておりますが、いずれの会場も午後6時からの開始となります。委員の皆様には協議の場において 農林水産事務所、農協、中間管理機構、農林課職員等とコーディネーター役をお願いいたしますので、話が脱線しかけた時や後ろ 向きな発言が出た場合には話の修正をお願いいたします。また、農業者として将来の農業のあり方など建設的なご発言をお願いい たします。私の方からは以上でございます。

議長

ただいま事務局から皆さんへの通知等ありましたけれど、今後農地パトロールの日程調整をしたいと思いますので、互礼終わりま したら担当地域の皆さんで集まっていただいて、日程等の調整をして事務局の方に連絡していただければと思います。はい。

事務局

それでは互礼を行います。

私からは以上でございます。

互礼。

午後3時20分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。
令和6年7月17日
<u>議長</u>
署名委員
<u>署名委員</u>